

燕市産業史料館条例の一部改正について

燕市産業史料館条例（平成18年燕市条例第153号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市産業史料館条例の一部を改正する条例

燕市産業史料館条例(平成18年燕市条例第153号)の一部を次のように改正する。

第1条中「産地産業」の次に「並びに産業観光」を加える。

第3条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 産業体験に関すること。

(7) 施設の使用に関すること。

第8条を第20条とし、第7条を第19条とする。

第6条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「該当する者については」を「該当すると認めるときは」に、「の全部又は一部を」を「を減額し、又は」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の5条を加える。

(使用料の減免)

第14条 市長は特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める理由によるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の禁止等)

第16条 市長は、産業史料館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者の迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、産業史料館の使用が終わったときは、速やかに当該使用に係る施設及び附属設備を原状に回復しなければならない。第10条の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、故意又は過失により施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条中「して資料を観覧しよう」とを削り、「別表」を「別表第1」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第12条 産業史料館に入館して施設を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4条中「及び職員を置く。」を「その他必要な職員を置くことができる。」に改め、第2項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の5条を加える。

(使用の許可)

第6条 産業史料館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、産業史料館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業史料館の使用を許可しない。

- (1) 設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、附属設備及び資料を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者であると認められるとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者の支持をしようとするとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された目的以外の目的に産業史料館を使用してはならない。

2 使用者は、使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用許可を受けた施設及び附属設備以外は使用しないこと。

(3) 火薬、凶器等の危険物を持ち込まないこと。

(4) 火災、盗難等の事故発生防止に留意すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、使用の許可に際し付された条件及び職員
の指示に従うこと。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 使用の許可に際し付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別な事情により市長が必要と認めるとき。

2 前項各号の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長はその責を負わない。

第3条の次に次の1条を加える。

(開館時間及び休館日)

第4条 産業史料館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表第1(第11条関係)

燕市産業史料館観覧料

| 区分 | 普通観覧料 | | 特別観覧料 | 年間パスポート |
|----------------------------|-------|------------------|-------------|---------|
| | 個人 | 団体(10人以上の場合に限る。) | | |
| 一般 | 400円 | 300円 | 市長がその都度定める額 | 2,000円 |
| 高校生以下。 ただし、学齢に達しない者を除く。 | 100円 | 80円 | 市長がその都度定める額 | 500円 |

注 特別観覧料とは、特別展示により納付する観覧料をいう。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第12条関係)

燕市産業史料館使用料

| 区分 | 午前9時から午後0時まで | 午後0時から午後4時30分まで | 午後4時30分から午後9時まで |
|-----------|--------------|-----------------|-----------------|
| 体験工房館多目的室 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 屋外交流広場 | 400円 | 500円 | 600円 |
| 新館多目的スペース | 400円 | 500円 | 600円 |
| 貸工房 | 1時間につき200円 | | |

備考

- 1 市外の使用者の場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。
- 3 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 4 午後4時30分から午後9時までの使用料は、第6条の規定に基づき、使用の許可を受けた場合に適用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。